

下田海上保安部公示 第 1 号

港則法第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第 39 条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 24 日

下田海上保安部長（公印省略）

下田港における航泊の禁止について

下田港内海域において、第 85 回黒船祭海上花火大会が実施されるので、船舶交通の安全を確保するため、下記のとおり船舶（当該作業に従事する船舶及び下田海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期 間

令和 6 年 5 月 17 日（金） ※予備日：18 日（土）及び 19 日（日）

午後 8 時 15 分から、花火の打ち上げが終了し、安全が確保されるまでの間（概ね午後 8 時 40 分を予定）

2 区 域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及びホとイを結んだ線により囲まれた海域

イ	北緯 34 度 40 分 29.4 秒	東経 138 度 57 分 19.1 秒
ロ	北緯 34 度 40 分 19.8 秒	東経 138 度 57 分 36.0 秒
ハ	北緯 34 度 39 分 56.0 秒	東経 138 度 57 分 18.0 秒
ニ	北緯 34 度 40 分 04.7 秒	東経 138 度 57 分 01.7 秒
ホ	北緯 34 度 40 分 21.4 秒	東経 138 度 57 分 04.4 秒

3 備 考

上記各地点に黄色灯浮標（黄色灯 4 秒 1 閃光、光達距離 4.0 k m）が設置され、航泊禁止区域周辺には赤色点滅灯を点けた監視船 3 隻が配備される。

航泊禁止区域図

